
篠原地区
地域おたすけガイド
(地区防災計画)

1. 活動理念
 2. 運営本部の設置基準
 3. 役員参集場所一覧表
 4. 風水害時の対応
 5. 地震時の対応
 6. 災害直後以降の対応
- 防災資機材リスト
防災マップ
活動指示書

令和4年3月改定

篠原防災福祉コミュニティ

1, 活動理念

- ☆ 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- ☆ 防災福祉コミュニティの皆さんだけではなく、災害時に集まった人たちで、地域の安全を守れるよう、自分たちのできる範囲の防災活動を行いましょう

2, 運営本部の設置基準

風水害の場合

- ・ 神戸市から避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」以上）が発表されており、地域内の住民から避難支援の要請があった場合
 - ※警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報発令で役員は自宅待機
- ・ 台風や大雨による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ・ 台風や大雨による被害が発生し、活動上の危険がないと判断した場合

地震の場合

- ・ 震度5強以上の地震が発生した場合
- ・ 地震による被害が発生し、地震による被害が拡大するおそれがある場合

その他

- ・ 会長または会長代理が、運営本部の設置が必要と判断した場合

3, 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	篠原会館				
ブロック本部	大月台公園（北）	篠原北町公園（中）	都賀川公園（南）		
	長峰中学校（長峰）	美野丘小学校・上野中学校（美野丘小区）			
防災資機材庫 緊急時鍵破壊可	大月台公園 （鍵、自治会長 持ち回り）	篠原北町公園 （鍵：）	都賀川公園 （鍵：）		
緊急避難場所 避難所	名称	災害ごとの注意事項		備考	
		土砂	洪水		避難所
	神戸松蔭女子学院大学	○	○		4号館1階学生ホール
	長峰中学校（4階講堂）	△	○	○	土砂災害時：正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、早めに避難
	美野丘小学校	○	○	○	2階講堂
	上野中学校	△	○	○	土砂災害時：正門が土砂災害警戒区域内にあるので注意、早めに避難
六甲小学校	○	○	○	1階体育館	
福祉避難所	篠原地域福祉センター・六甲地域福祉センター				
ポンプ付き耐震性 防火水槽	篠原公園		護国神社公園		
防災行政無線保有者	篠原地域福祉センター・六甲地域福祉センター				
神戸市 災害テレホンセンター	0570-078-500 防災行政無線の放送内容や避難所の情報等が確認可				
その他	井戸：篠原北町公園、祥龍寺（非常時のみ）				

※「災害ごとの注意事項の見方」

- ・避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・△：敷地の一部などが、警戒区域などの中に入るため、「備考」欄の注意事項を確認の上、緊急時のみ利用できる施設。
- ・×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

4, 風水害時の対応

- ・ 神戸市から避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」以上）が発表されており、地域内の住民から避難支援の要請があった場合※警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報発令で役員は自宅待機
- ・ 台風や大雨による被害が発生する恐れがあり、本部設置が必要と判断した場合
- ・ 台風や大雨による被害が発生し、活動上の危険がないと判断した場合

【災害発生前】

□は、その行動が完了したら✓をつける

個人の行動（安全確保と情報収集）

- 避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」以上）発令時は、ラジオやテレビ等から避難情報、気象情報等の情報を収集する
- ハザードマップ等を確認し、避難が必要だと判断した場合は安全な場所に避難する
- 役員は、避難情報（警戒レベル3「高齢者等避難」以上）発令後、召集があれば活動できる準備をし、自宅に待機する

防災福祉コミュニティとしての活動

1, 防コミ運営本部の立ち上げ

- 天候などの状況に応じ、統括防災リーダー（防コミ会長または代理）が防コミ運営本部の設置場所やメンバーの招集方法を決め役員などに連絡をする
- 統括防災リーダーは班構成を行う（情報班・避難支援班など）
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などの配置。集まったメンバーで情報を共有するためにホワイトボード等の準備をする

（例）「本部を会長宅に設置し、連絡はメールなどで取り合う」「避難支援者宅に集合する」など、状況に応じて対応する

2, 情報収集・伝達

活動指示書①

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるか）あらかじめ整理しておく
- 洪水や土砂災害の危険性が高まり、連絡が必要と判断した場合、警戒区域内の住民に避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える

3, 避難支援体制の整理、資機材等の確保

- 要援護者の避難誘導が出来る体制を整える（人員確保）
- 避難支援や災害発生時に備えて、防災資機材の準備をする

4, 災害時要援護者支援者の避難支援

活動指示書⑤

- 支援の要請があった場合や洪水や土砂災害の危険性が予想される場合、避難支援方法を検討し、避難支援者の割り振りを行う
- 避難支援要請があった住民や警戒区域内の災害時要援護者に対し、避難支援を行う

【災害発生後】

防災福祉コミュニティとしての活動

5, 防コミ運営本部による指揮

- 防コミ運営本部が立ち上がっていない場合は【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げ、統括防災リーダーは班構成を行う
- 地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的な指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出救護等）を出す

6, 情報収集・伝達

活動指示書①

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する
- 各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う（天候などの状況に応じ、危険のない範囲で行う）
- 集まった情報はブロック長から各地区の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う

7, 安否確認

活動指示書②

- 事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う（天候などの状況に応じ危険のない範囲で行う）

8, 救出・救護

活動指示書③

- 二次災害に注意しながら、防災資機材等を使用し被災者を救出する
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する

9. 区役所や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する
- 緊急避難場所・避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える
- 区役所や消防署と情報共有する

10. 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難場所の開設支援をする
- 避難者名簿の作成支援をする

〈参考〉

情報の取り方（もしパソコン・スマホをお持ちなら、以下の「」を検索してください。）

1 「くらしの防災ガイド」（平常時から）

「くらしの防災ガイド」と検索いただければ、各区版ハザードマップがご覧になれます。意識づけのためにも、平常時からご覧になることをお勧めします。

2 「ひょうご防災ネット」（平常時から）

警報、注意報などをお知らせする携帯電話メールサービス。

5、地震時の対応

- ・震度 5 強以上の地震が発生した場合
- ・地震による被害が発生し、地震による被害が拡大するおそれがある場合

【災害発生直後】

□は、その行動が完了したら✓をつける

個人の行動（安全確保と情報収集）

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下にかくれる等の身の安全を確保する
- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う
- 家族の安全を確認する
- ラジオなどで情報をとり、自宅周辺の被害状況を確認する
- 停電時にはブレーカーを落とし避難する

防災福祉コミュニティとしての活動

1、防コミ運営本部の立ち上げ

- 被害状況などの情報を集めながら、防コミ運営本部に向かう
- 防コミ運営本部に集まったメンバーで本部を立ち上げる（本部にきていない役員には連絡する）
- 本部に集まったメンバーで統括防災リーダーを決める
- 統括防災リーダーは必要に応じて、班構成を行う（情報班、安全確認班救出救護班など）
- 本部に地域のマップ等配置、集まったメンバーで情報共有するためホワイトボードや模造紙などを設置する
- 情報班は地域内の被害情報を収集し、被害状況に応じて活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、救出救護等）を出す

2、ブロックごとの災害対応

2、情報収集・伝達（情報班）

活動指示書①

- 防コミ本部に参集道中で被災状況などの情報を集める
- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から地震情報等の収集を行う
- 危険箇所、道の狭い場所などの被害がないかを確認する

※地震時には有線電話、携帯電話が使用できない可能性があります

3, 安否確認（安否確認班）

活動指示書②

- 事前に準備している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う
- 倒壊家屋では、近所の住民から安否情報を集める

4, 消火活動（消火班）

活動指示書④

- 出火場所を確認し、119（消防）へ連絡する
- バケツや近所の消火器、耐震性貯水槽の小型動力ポンプを活用し初期消火を行う
- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する（メガホン等を活用）

5, 救出・救護

活動指示書③

- 被害状況を確認し、119（消防）へ連絡する
- 活動人員の割り振りをする
- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する（ジャッキやバール、のこぎり等を活用）
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する（救急セットが足りない場合はご近所にも依頼）

6, 災害時要援護者の避難支援

活動指示書⑤

- 自宅の損傷の状況により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う
- 支援者の割り振りをする

7, 区役所や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署へ連絡する
- 避難所運営で必要な事項を区役所へ伝える
- 区役所や消防署と情報共有する

8, 運営本部・ブロック本部間の連絡（情報班）

- 被害情報、活動情報等を本部間で連絡を取り合う

9, 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力し避難所の開設支援をする
- 避難者名簿作成の支援をする

6. 災害直後以降の対応

【数時間後～3日（72時間）くらいまで】

1. 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す

2. 避難所の運営支援

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営支援にあたる
- 女性や子育て家庭、同行避難してきたペット、災害時要援護者への配慮を行う（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者の為の福祉避難室を設けるなど）

※特に、知的・精神・発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただく事が大切

- 福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ

3. 生活情報の収集

- 生活情報の収集および住民への周知を行う（掲示板等を活用）

4. 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成して、交代で地域内のパトロールを行う

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

篠原防コミ防災資機材庫備品リスト

設置場所	大月台公園		篠原北町公園		都賀川公園	
鍵所有者	自治会 長持ち回り					
品名	数量	購入年	数量	購入年	数量	購入年
1 機材収納庫(中型)	1	H 13	1	H 13	1	H 13
2 布バケツ	20	H 13	20	H 13	20	H 13
3 スコップ	3	H 13	3	H 13	3	H 13
4 バール	3	H 13	3	H 13	3	H 13
5 ノコギリ	4	H 13	4	H 13	4	H 13
6 折りたたみノコギリ	7	H 13	8	H 13	8	H 13
7 ハンマー	5	H 13	8	H 13	5	H 13
8 オノ	2	H 13	2	H 13	2	H 13
9 簡易ジャッキ	2	H 13	2	H 13	2	H 13
10 ツルハシ	5	H 13	5	H 13	5	H 13
11 ボルトクリッパー	2	H 13	2	H 13	2	H 13
12 とび口	2	H 13	2	H 13	2	H 13
13 サルベージ(ブルー)シート	9	H 13	10	H 13	10	H 13
14 折りたたみ担架	1	H 13	1	H 13	1	H 13
15 台車	1	H 13	1	H 13	1	H 13
16 一輪車	2	H 13	2	H 13	2	H 13
17 携帯用発電機	1	R 03	1	R 04	1	R 04
18 携帯用電灯	3	H 13	3	H 13	3	H 13
19 投光器	1	R 03	1	R 04	1	R 04
20 ヘルメット	12	H 13	10	H 13	10	H 13
21 腕章	20	H 13	20	H 13	20	H 13
22 トランジスタメガホン	2	H 13	2	H 13	2	H 13
23 拡声器			1	H 13		
24 携帯ラジオ	1		1	H 13	1	
25 大型組み立てテント	1		1	H 13	1	H 13
26 救急箱	1	H 13	1	H 13	1	H 13
27 拍子木	2	H 13	1	H 13	2	H 13
28 ガードマンライト	12	H 13				
29 ポータブル電源240Wh	1	R 01	1	R 01	1	R 01

ポータブル電源保管場所：篠原会館・篠原地域福祉センター・六甲地域福祉センター

Evacuation
Information
(Revised)

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

警戒レベル
4

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確信したときに発令)
〜警戒レベル4までに必ず避難!〜		
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 発令時が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも避難に際し、避難の行動を促すため、避難の準備をしたり、危険を感じたら直ちに避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません!

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

Evacuation
Information
(Revised)



Scan to get this information in your own language.

English	繁体中文	簡體中文	한국어	Español
Português	Tiếng Việt	हिन्दी	မြန်မာ	日本語
Tagalog	Bahasa Indonesia	සිංහල	മലയാളം	GA Translators

内閣府(防災担当)・消防庁



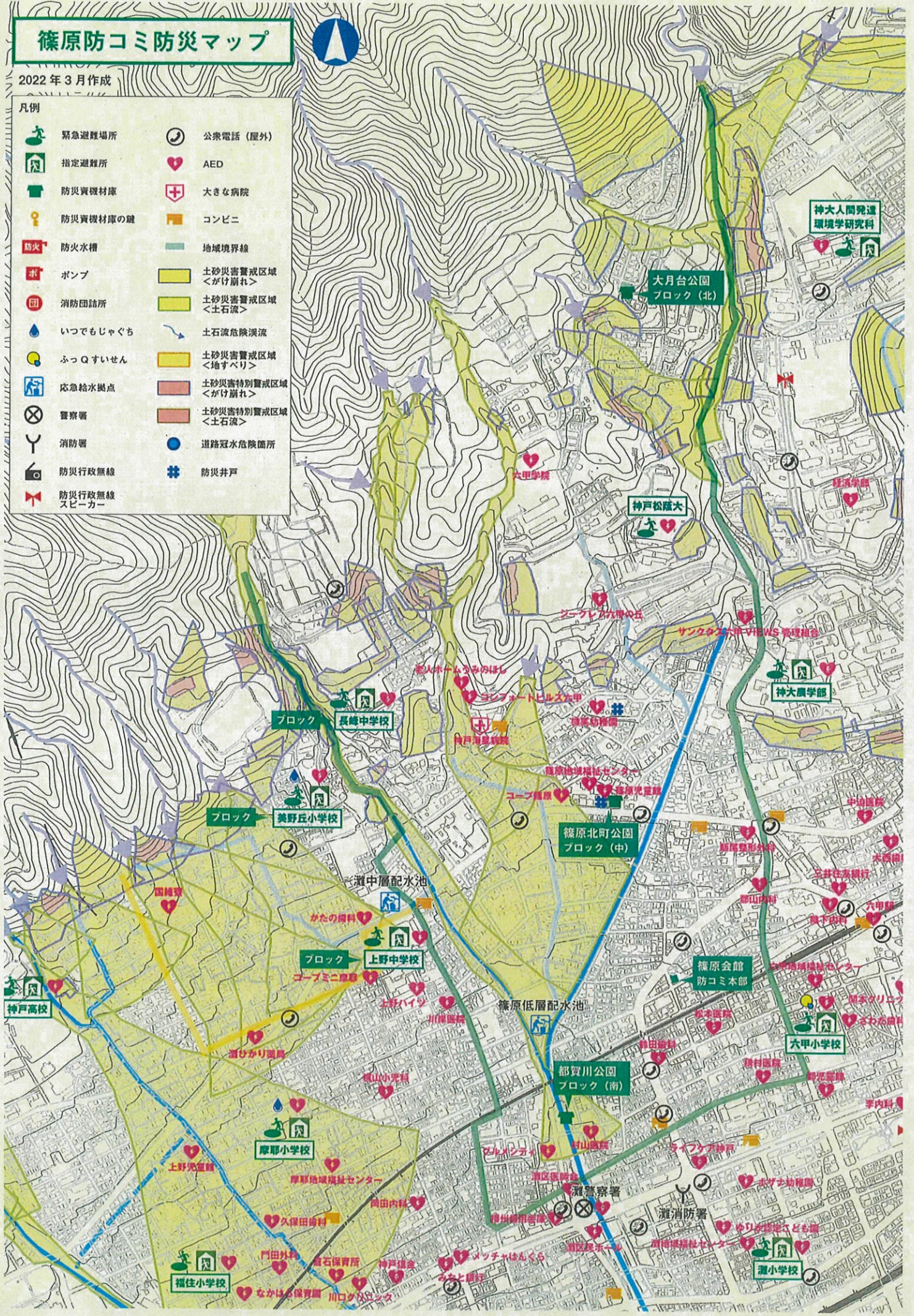
この事業は、「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」補助金を財源とする「ひょうご安全の日推進県民会議」の助成を受けて事業を行っています。

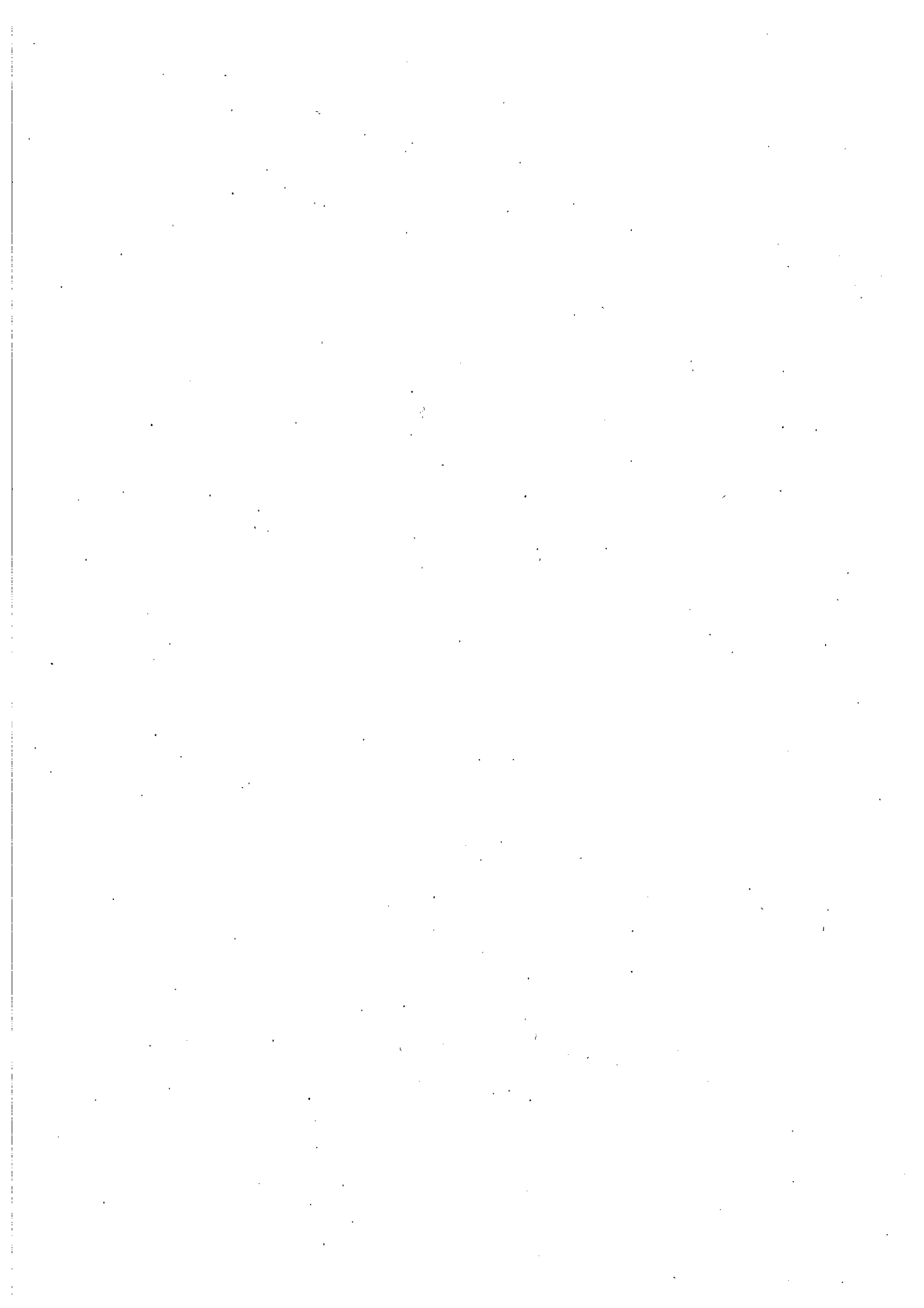
篠原防コミ防災マップ

2022年3月作成

凡例

- | | | | |
|--|-------------|--|-------------------|
| | 緊急避難場所 | | 公衆電話 (屋外) |
| | 指定避難所 | | AED |
| | 防災資機材庫 | | 大きな病院 |
| | 防災資機材庫の鍵 | | コンビニ |
| | 防火水槽 | | 地域境界線 |
| | ポンプ | | 土砂災害警戒区域 <がけ崩れ> |
| | 消防団詰所 | | 土砂災害警戒区域 <土石流> |
| | いつでもじゃぐち | | 土石流危険渓流 |
| | ふっQ すいせん | | 土砂災害警戒区域 <地すべり> |
| | 応急給水拠点 | | 土砂災害特別警戒区域 <がけ崩れ> |
| | 警察署 | | 土砂災害特別警戒区域 <土石流> |
| | 消防署 | | 道路冠水危険箇所 |
| | 防災行政無線 | | 防災井戸 |
| | 防災行政無線スピーカー | | |





活動指示書

情報収集・伝達 ①

- ▶ ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- ▶ 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1、情報収集

- ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、スマホやPC等も活用し、必要な情報(地震情報、避難情報、気象情報など)を収集する
- 行政機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する
- バイクや自転車などを活用し、地域内の情報を収集する
- 各ブロックからの情報収集
- 収集した情報はホワイトボード等に系列で記載する

2、情報伝達

- 情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広告掲示板、回覧板等も効果的に活用する

活動指示書

安否確認 ②

- ▶ 安否確認情報の収集と集約
- ▶ 安否不明者の確認
- ▶ 要援護者名簿の活用、民生・児童委員等との協力

訪問先での確認手順

1、外観の確認

- 建物に甚大な被害がないかを確認する

2、声掛け・呼びかけ確認

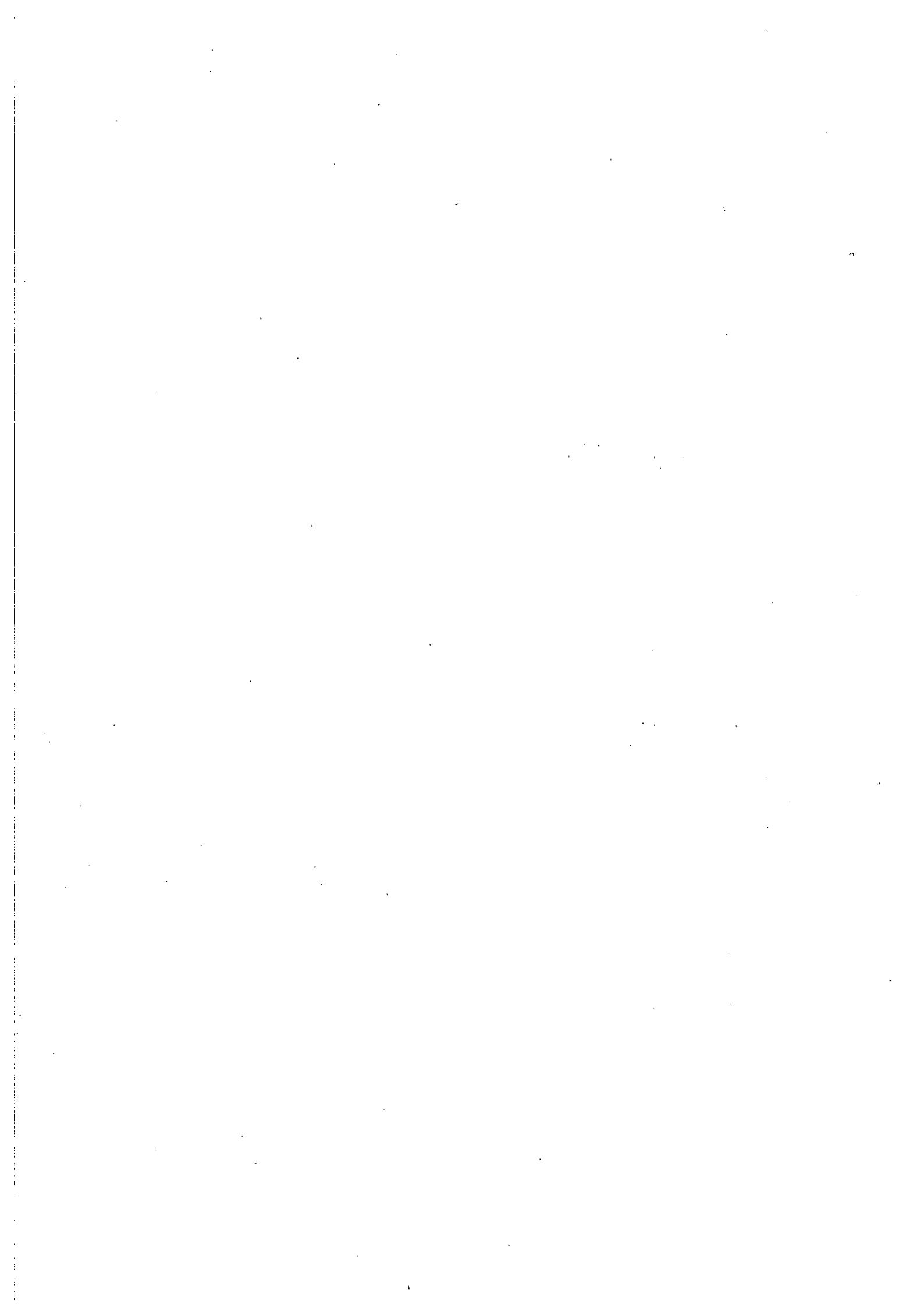
- 門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する

3、ドアをノックする

- 応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみる

4、庭・勝手口等の確認

- 状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認



活動指示書

救出・救護 ③

- ▶ 防災資機材倉庫より必要な資機材を活用する
- ▶ 救護(応急手当)を実施する

救出・救護手順

1、被害の実態把握

- 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する
- 建物の倒壊状況および内部に侵入するスペースがあるかを確認する
- 二次災害が発生する危険要因がないか確認する

2、二次災害の防止

- 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する
- 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これか大きなものがずれたり倒壊したりしないようにロープ等で支持・固定する
- 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う

3、要救助者の救出

- 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする(要救助者を無理に引き出そうとしない)

4、応急手当

- 出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する

活動指示書

消火活動 ④

- ▶ 出火場所を確認し、消火人員を割り振る
- ▶ ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う
- ▶ 消火器等を活用し初期消火を行う

消火活動手順

1、初期消火

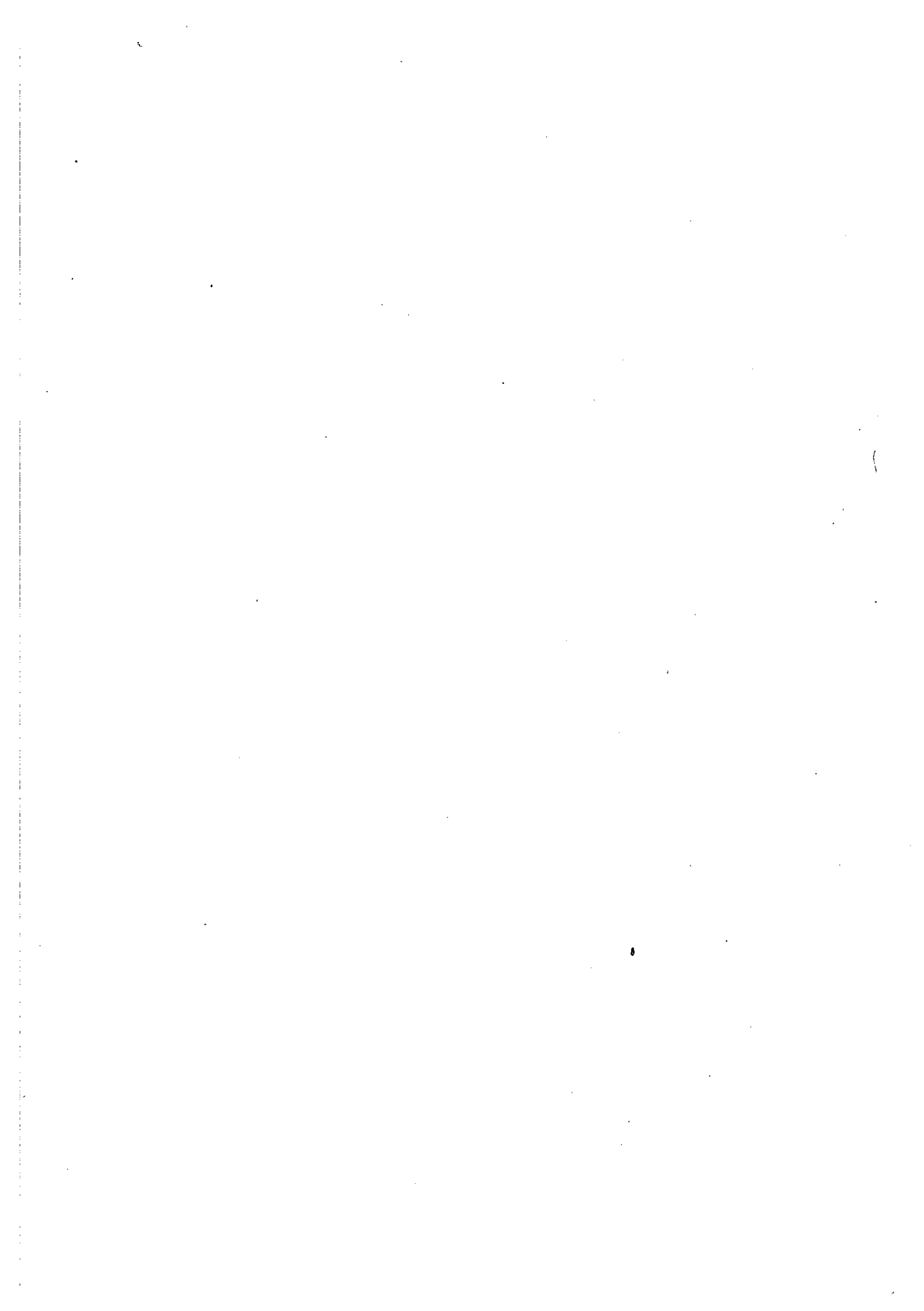
- 出火場所を確認して119番(消防)へ連絡する
- 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする

2、大火災からの避難

- 火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する

消火器の使い方





活動指示書

災害時要援護者の避難支援 ⑤

- ▶ 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- ▶ 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

情報収集・伝達手順

1、一人暮らし高齢者

- 迅速な情報伝達・避難誘導・安否確認および状況把握が必要

2、寝たきりの要介護高齢者

- 避難時には車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある

3、認知症の人

- 安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要

4、視覚障がい者

- 音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の補助が必要

5、聴覚障がい者

- 補聴器の使用や手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要

6、言語障がい者

- 手話、筆談等によって状況を把握することが必要

7、在宅人工呼吸器使用者

- 避難所での電源確保が必要

